

大都市部における住宅の供給等 を重点的に図るべき地域について

大都市部における住宅の供給等を重点的に図るべき地域について

現状と課題

- 大都市地域（三大都市圏）においては、計画的な住宅供給等の促進を図っていくことが特に重要であることを踏まえ、住生活基本法に基づき、関係都府県の住生活基本計画の中で、住宅の供給等を重点的に図るべき地域（重点供給地域）及び当該地域で実施する事業について定め、住宅等の需要を見極め、計画的な住宅の供給等を推進してきているところである。
- 三大都市圏の都府県では今後10年前後の間に世帯数のピークを迎える見込であり、これは既に世帯数のピークを迎えたと見込まれるその他のほとんどの道県と異なる状況にある。
- 都心地域その他既成市街地においては、防災性の向上や、居住環境の改善を図るべき地区が依然として存在していることから、重点供給地域における既成市街地の改善・住宅の整備は引き続き必要である。
- 既に三大都市圏の郊外型の新市街地開発については、既着手の事業に限り促進することとしている。

（※ 三大都市圏：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、愛知県、三重県、大阪府、京都府、奈良県、兵庫県）

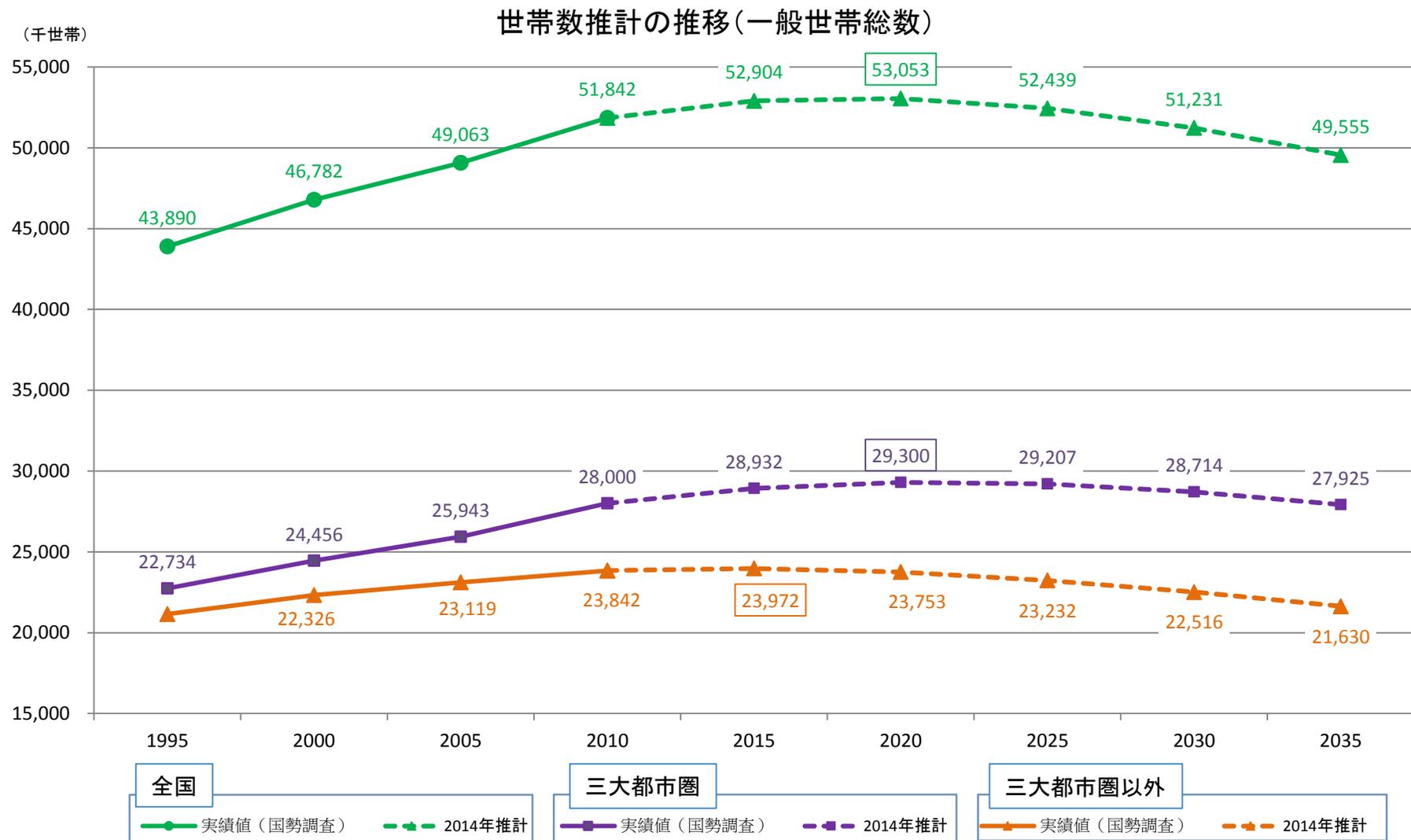
考慮すべき点

- 大都市圏における住宅等の需要については、地域の実情を踏まえ、既存ストックの有効活用、既成市街地の改善などにより対応していくことが必要ではないか。
- 三大都市圏においても、コンパクトシティ政策の推進等と整合が取れている必要がある。

これまでに 委員から いただいた 主な意見

- 国土利用計画や都市計画と、住生活基本計画をどうリンクしていくのか。

○三大都市圏以外での世帯数ピークは2015年となっているが、全国及び三大都市圏の世帯数ピークは2020年となっている。



重点供給地域で実施している主な事業

○社会資本整備総合交付金事業等のうち、重点供給地域で実施されている主な事業。

事業名	事業概要
住宅市街地総合整備事業	既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善、街なか居住の推進等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業。
市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。
住宅市街地基盤整備事業	住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏等の地域における住宅宅地事業の推進を図るため、これに関連する公共施設等の整備を行う事業について支援。
住宅・建築物安全ストック形成事業	住宅・建築物の最低限の安全性の確保を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業等について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。
都市防災総合推進事業	市街地の防災性の向上を図るため、都市の防災構造化、住民の意識向上等を総合的に推進する事業。
優良建築物等整備事業	土地の合理的利用の誘導を図りつつ、優良建築物等の整備の促進を図ることにより、市街地環境の整備、市街地住宅の供給等を促進。